

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 128

1999 10

CONTENTS

I. 第5回アジアコンストラクト会議について 1
II. 建設関連産業の動向 鉄鋼 9
III. 韓国「建設産業基本法」改正 －月刊誌「建設広場」から－ 12



財団
法人 建設経済研究所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F
TEL: (03)3433-5011 FAX: (03)3433-5239
URL: <http://www.rice.or.jp>

I. 第5回アジアコンストラクト会議について

10月25日から27日の3日間、シンガポールにおいて第5回アジアコンストラクト会議が開催され、当研究所より参加したので、概要を報告する。

アジアコンストラクト会議は1995年に当研究所が中心となり、立ち上げた国際会議である。

1. アジアコンストラクト会議の目的と歴史

アジアコンストラクト会議は、東アジア・東南アジア地域の「建設市場の動向」「建設産業の構造」「建設政策」「主要プロジェクト」についての情報交換を目的に、1995年に東京で第1回が開催された後、毎年1回アジア各地で開催されている。

第2回は1996年に韓国で、第3回は1997年に香港で、第4回は1998年に再び東京で開催され、本年、第5回がシンガポールで開催された。

なお、2000年の第6回はマレーシアで開催される予定である。

2. 第5回アジアコンストラクト会議の概要

1)日程

1999年10月5日(火) 各国報告(その1)

6日(水) 各国報告(その2)、参加国の打合せ会合

7日(木) フィールドツアー

2)主催国・主催者

シンガポール(シンガポール建築建設庁)

3)参加国・参加機関

今回のメンバーは、以下の11カ国の12機関である。

- ①オーストラリア : オーストラリア建設産業研究所
- ②中 国 : 建設省建設行政部
- ③中国・香港 : 香港理工大学
- ④インド : 建設業育成評議会
- ⑤インドネシア : 公共事業省建設産業研修センター
- ⑥日 本 : (財)建設経済研究所
- ⑦韓 国 : 国土開発研究院
- ⑧マレーシア : 建設開発産業省
- ⑨フィリピン : 貿易産業省建設産業局
- ⑩シンガポール : 建築建設庁
- ⑪スリランカ : 建設訓練開発協会
- ⑫ベトナム : 建設省都市地方計画局

その他、ユーロコンストラクト会議のメンバーの、フィンランド国立技術研究所建設

技術部の参加があった。また、ブータンの建設開発委員会の職員がオブザーバーのような形で参加した。

3. 参加各国および地域の GDP と建設投資の規模（1998 年）

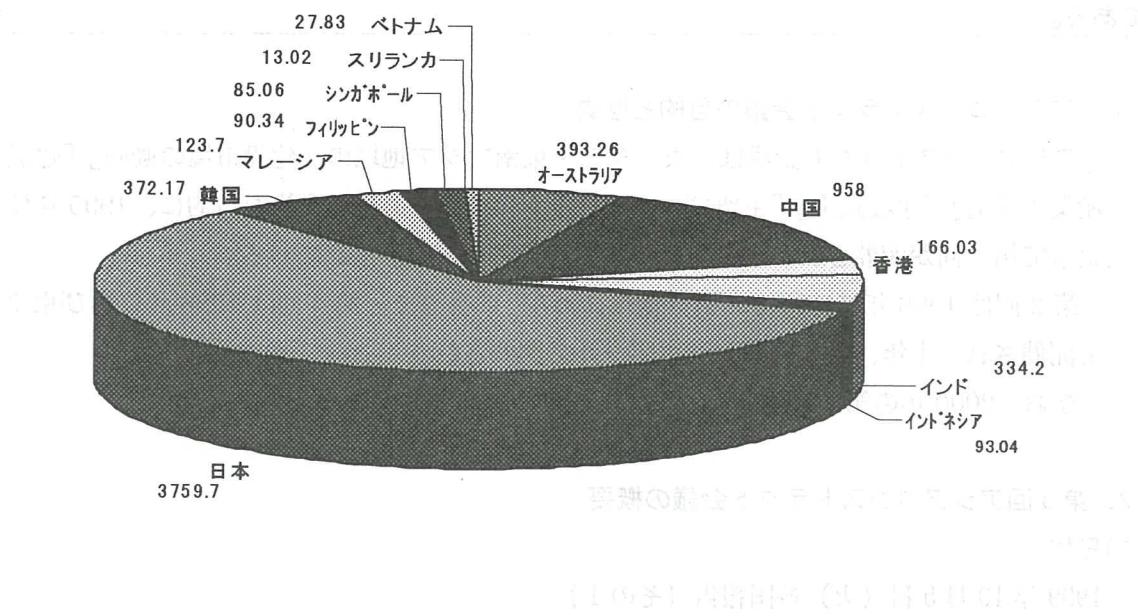


図-1 1998 年の GDP (名目値) の規模 金額単位 : 10 億米ドル

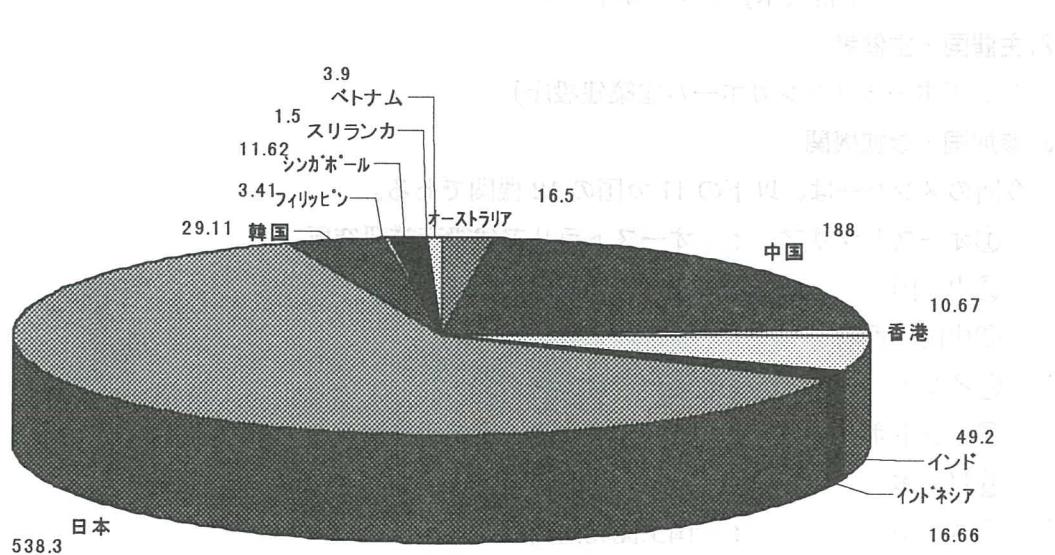


図-2 1998 年の建設投資 (名目値) の規模 金額単位 : 10 億米ドル
(注) マレーシアのデータなし

4. 参加各国および地域の代表者の発表要旨

<オーストラリア>

オーストラリアの建設産業は堅調である。アジア危機の際にも、オーストラリアは大きな影響を受けなかった。建設投資はGDPの6.7%に相当し、建設産業の収益は、全産業平均と比較してはるかに大きい。

○オーストラリアでは、上位18社のコントラクターで177億豪ドル（1998年の期中平均為替レートによる円換算額は1兆4556億円）以上の売り上げがあり、収益が大きい。

（建設投資全体に対する18社の売上高の割合は約67.3%）

○こうした大手のコントラクターは、土木工事コントラクターが多いが、土木業・建築業・鉱業等を総合的に進めようとする動きがある。建設事業の低迷期には、企業家として、地下資源採掘等、ポテンシャルの高い事業に注目して自ら仕事を作っていった。また、刑務所や病院を建設して、その運営まで行うノウハウを持っている。

○オーストラリア政府は、建設産業に対して大きく関与していない。

<中国>

○経済危機の影響はつぎのとおりである。

1) 中国の経済は、アジア経済危機によって多少影響を受けた。

2) GDPの成長率が減少し続けている。

3) しかし、建設投資は、1998年で12.0%増加している。

○建設産業発展のための政策はつぎのとおりである。

1) 投資規模拡大のために国債を発行。13年間で7千億元（インフラ整備）。1998年では、1千億元（1998年の期中平均為替レートによる円換算額は1兆5710億円）の国債を発行した。

2) 売却できない住宅、オフィスに対して、地方自治体は価格を下げるために補助金を出している。

3) 過当競争を防ぐために、建設業者数を制限している。今年から新規の申請に対して1年間保留している。

○建設市場の開放についてはつぎのとおりである。

1) 外国企業にとって魅力ある市場作りをしている。

2) 外国企業が参入することで、中国建設産業の技術力強化が目的。1997年には、316プロジェクトを外国企業が受注した。30億6,100万US\$。

<中国・香港>

○1997年後半から1999年上半年まで落ち込んだ。徐々に回復し、現在は0%成長。失業率は6.5%と高い。労働力が増えても市場でカバーできていない。今年の建設市場の伸びは、12.4%と予測されている。

○経済が落ち込む中、建設市場があまり縮小しなかった理由としては、

1) 繼続的にプロジェクトがあったこと

2) 公共部門が増えたこと

があげられる。

○建設産業は政府が経済を調整するため重要性が高い。

○インフラ整備は、まだ終わっていない。外国企業にも参入の道は開かれている。

○建設現場での災害頻度は高く、1997年度は1000労働時間当たり167件の事故があり、年間では20,000件弱の災害があった。

○今後5年間、政府は2,350億香港ドル（1998年の期中平均為替レートによる円換算額は3兆9457億円）の建設投資を行なう。

○主要なビッグプロジェクトとしては、つぎのものがあげられる

1) サイバーポート開発（ハイテク、情報技術）

2) ディズニーテーマパーク（2番目のアジアでのディズニーランド、まだ計画中）

<インド>

○経済危機の影響は少ない。インドは、人口が大きく内需が大きいことが救いとなった。

建設会社の倒産はなかった。

○経済は、おおむね順調である。

○技能者の水準を向上させるために、高度なエンジニアリング技術を習得させる建設学校を設立しようとしている。

○技術開発に関する予算が増えている。

<インドネシア>

○インドネシアの国全体の課題として、2億人の人口に対して50%しか小学校教育を受けていない。教育機会の普及を強化する必要がある。

○アジア通貨危機によって、GDPはマイナス成長に転じた。建設産業分のマイナス約40%が問題である。また、失業率が高く、建設産業で言えば資材価格が急騰している。2003年からは、プラス成長を予想している。

○建設産業の従事者の教育・訓練に力を入れる必要がある。

○インドネシアでは新しく「建設サービス法」が制定・施行される。これは、建設産業に競争力を付け、建設物の品質を確保し、発注者や使用者を保護するために策定されたもの。

<韓国>

○1999年度は低金利政策が効果をもたらし、GDPは7.5%と予測されている。

○GDPに対する建設投資の割合はほぼ10%ぐらいである。

○企業は競争力を持つために、リストラを実施したこと等が影響して、1999年度の失業率は6.4%と予測されている。

○経済危機時には20%以上の高金利が企業の倒産を増加させたが、今年に入って、低金利になったため回復の兆しがある。

○1999年度の建設投資の伸びは0.9%と予測している。

○政府は、建設投資を増加させて、経済危機を克服しようとした。

○新築のアパート、ビルについての建設要件を緩和した。

○政府は建設産業育成計画を持っている。

その主な内容は、公正、生産性、品質の向上、ゼネコンと専門工事会社との協調、外国からの投資、外国に向けての投資、である。

○マレーシアの建設市場は、内需、外需ともに伸び悩んでおり、GDP成長率も1998年（-6.7%）

＜マレーシア＞）と比べて開拓が進んでいても、成長率は停滞を横這いの傾向にはいる。

○経済危機の影響はつきのとおりである。

1) 1998年のGDP成長率は、-6.7%。

2) 1998年の建設市場は、-24.5%。1999年は、-8.0%と予測されている。

3) 1997年末に通貨リンギットおよび株価が急落した。

4) 国民所得も3割減。

○経済危機への対応策はつきのとおりである。

1) 金融政策の緩和。

2) ドルとリンギットを固定（1\$=3.8リンギット）。

○生産性向上のための戦略はつきのとおりである。

1) 技能の向上（労働者のスキルアップ）。

2) プレハブ化の促進。

3) 情報化の推進。 等

＜フィリピン＞

○GDPは1995～1997年は5.0%前後であった。1998年は-0.5%とマイナス成長であった

が、1999年は2.4%と回復が予測されている。

○建設業は1996、1997年は10%以上の伸びを記録したが、1998年は-5.6%で、1999年

については-5.6%と予測されている。

○建設業のGDPに占める割合は1995～1998年は約5.9%であった。

○政府はこれまで以上に支出を増やし、インフラ整備を進め、支出を増やし、雇用者を生

み出し、ビジネスを生み出そうとしている。

＜シンガポール＞

○GDPに占める建設産業の割合は5～9%台で推移している。昨年は8.5%。（不動産開発、

コンサルティングは除く)

○1999年度のGDP成長率は4~5%、建設投資の伸びは10%で、120億シンガポールドル（1998年の期中平均為替レートによる円換算額は9340億円）の投資があると予測されている。

○建設産業の特徴は次のとおり。

- 1) 資材、人材はほとんど輸入している。資材の価格は、規模の縮小、競争の激化により下がっている。職人のほとんどがマレーシア、タイ、バングラデシュ、インドからきている。30万人以上の建設労働者を減らし、生産性を高め、質のいい職人を育てる取り組みとして建設訓練所で技能試験を行なっている。99年は試験に受かった人は30%近くになった。
- 2) 品質を向上させるために、ISO9000の取得を求め、政府部門発注の3000万シンガポールドル以上の工事には取得を必須条件とした。また、品質評価システム〔CONQUAS〕によりスコアをつけている。

<スリランカ>

○国内の民族対立による紛争が多発しており、公共事業を中心とした建設投資の抑制要因となっている。政府としてはBOOやBOOTの手法を利用して積極的に民間資金を活用し、社会資本整備を進めて行きたい。

○通貨ルピーは対ドルで年平均10%程度減価を続けている。金融面等での優遇政策を推進し、外国からの投資をさらに促進したい。

○公共投資はGDPの3.5%を占め、政策も安定的である。政府は建設産業の基盤整備を企図して、業者登録制度・労働者保護・技術開発等に関する建設基本法案を国会に提出した。

<ベトナム>

○国家近代化の過程にあり、建設産業はGDP成長の牽引役としても重要な役割を果たしている。99年度もGDPはプラス成長を達成する見込。

○建設投資額は350億ドルで、年々増加している。建設会社は全国で3,500社あり、これとは別に政府系会社が2,300社存在する。建設労働者は976,500人である。

○アジア各国を中心とした他国からの援助が引き続き必要とされており、ベトナム政府はそのための投資環境整備を重点的に行っていく。

5. ヨーロッパの建設市場

- 1995年時点での北アメリカ、ヨーロッパ、アジアの建設市場を比較した場合、アジアの建設市場は最も大きい。2005年の予測では、さらにその差は広がる。
- 西欧諸国の地域別建設市場については、フランス・ドイツの建設市場は、3,700百万US\$。次いで、ポルトガル・スペインが1,900百万US\$。イギリスが1,100百万US\$である。東欧の市場は、まだ小さい。
- 1人当たりの建設投資額は、北米とEUが同程度である。東欧、アジアは、低い。したがって、東欧、アジアの投資額は今後伸びてくるであろう。
- 西欧諸国における建設市場（建設投資+維持補修）のGDPに対する割合は、1980年以降、減少傾向にあり現在では、10%弱である。（下図参照）
- ヨーロッパ参加国における建設市場については、1990年以降現在に至るまで、建設市場は横這いであったが、今後は2.0から2.5%で成長すると予測されている。
- 国外展開について述べると、欧洲トップのゼネコンは、3割またはそれ以上が国外での工事である。建材メーカーは、さらにその割合が大きい。
- なお、アメリカのD&B（デザインビルド）市場について、1986年3%、現在で27%、2006年には45%と成長していくだろう。
- EUについてまとめるとつきのとおり。
 - 1) EUの市場は大きいが、成長はゆるやか。
 - 2) 人口は伸びない。高齢化が進む。
 - 3) GDPに対する建設市場は、小さくなる。
 - 4) 新築より、維持修繕。
 - 5) EU各国は、独自の建設文化を持っている。
 - 6) EUの建設市場はさらに解放される。
 - 7) EU全体の標準化。2001年をめどに資格の統一化
 - 8) 東欧の建設市場は、EUの10%にすぎない。
 - 9) 東欧は、インフラニーズが大きい。

建設市場のGDPに対する割合

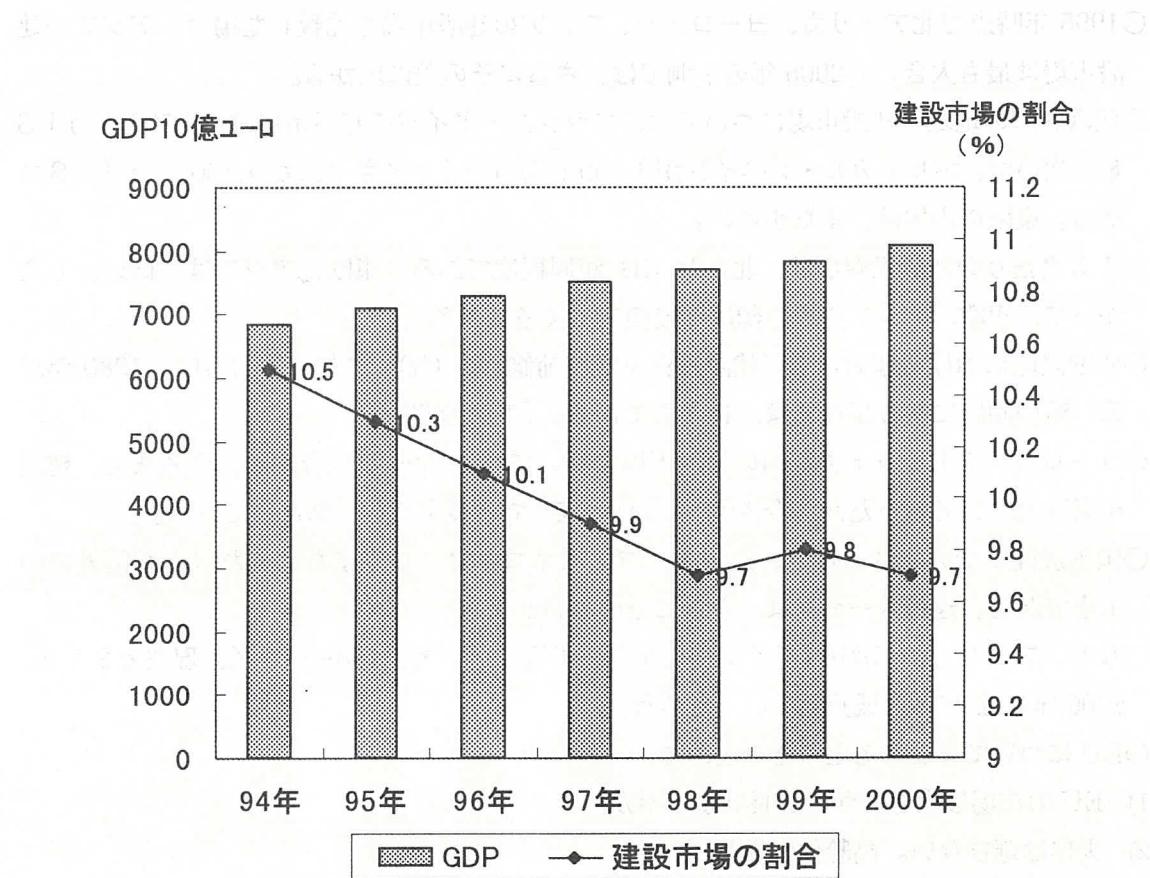


図-3 西欧諸国：建設市場のGDPに対する割合の推移（1994年～2000年）

注1) 西欧諸国：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ
アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン
スウェーデン、スイス、イギリスの15カ国

注2) 1999年と2000年は予測

(担当：上野)

II. 建設関連産業の動向 鉄鋼

バブル経済崩壊以後、建設投資は伸び悩み、97、98年度と2年連続して前年度比でマイナスとなつたばかりでなく、当研究所の予測では、99年度もわずかながらではあるが、マイナスとなる見通しである。したがつて、製造業とともに鉄鋼を消費する主要な産業である建設業に向けられる鉄鋼の増加率もマイナスか、あるいはプラスであつても小幅な値となることが予想される。

ところで、鉄鋼と一口に言っても様々な種類があり、品質や用途により、「普通鋼」と「特殊鋼」に大きく分類することができる。普通鋼には、棒鋼、軌条（レール）、鋼矢板、形鋼、軽量形鋼、線材、鋼板、钢管などがあり、特殊鋼は、製鋼の段階で金属元素を添加して製造される鋼材のことであるが、受注実績からいと普通鋼の方が特殊鋼より圧倒的に多く、1998年度実績で全体の受注量のうち、85%余りを占めている。そこで、今回も建設と鉄鋼との関わりを考えていく上で、特殊鋼は割愛し、普通鋼を取り上げてみていくこととした。

1. 用途別鋼材受注実績

前述したように、建設業は製造業とともに鉄鋼を消費する産業であり、図1-1で示されているように、全体の約4分の1を占めている。

建設用を「建築用」「土木用」「その他」に分類すると、建築用が建設用の約半分を占め、残りを土木用とその他が二分する形になっている。

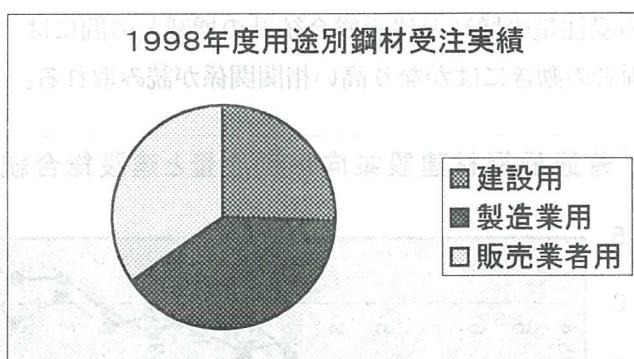


図1-1

資料出所：「Tekkohkai」（日本鉄鋼連盟）より作成

2. 建設業向け受注量の動向

普通鋼鋼材の建設業向け月当たり受注量をみると、図2-1に見られるように97年後半には120万t前後で推移していたものが、98年に入り、100万t強になり、一時的には100万tを割っている月もある。

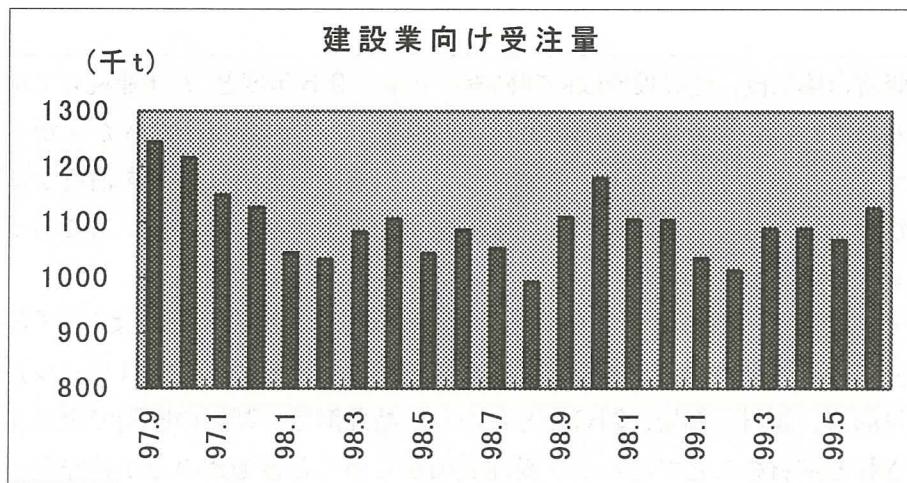


図2-1

資料出所：「情報」（鋼材俱楽部）より作成

次に普通鋼鋼材の最近の建設業向け受注量と建設総合統計（出来高ベース）の動向を月別に見たものが図2-2である。平成10年度の公共工事は、当初は予算額の大幅削減の影響を受けて、年度の前半は停滞していたため、建設総合統計も建設用普通鋼鋼材も対前年度比で大幅なマイナスであったが、9月以降、4月の総合経済対策と第1次補正予算の効果が出始め、さらに11月の経済対策閣僚会議で「緊急経済対策」が決定されたことにより対前年度比でマイナスからプラスに転じることとなっている。

建設用普通鋼鋼材の受注量の増減と建設総合統計の増減との間には、やや増減幅にずれがあるものの、両者の動きにはかなり高い相関関係が読み取れる。

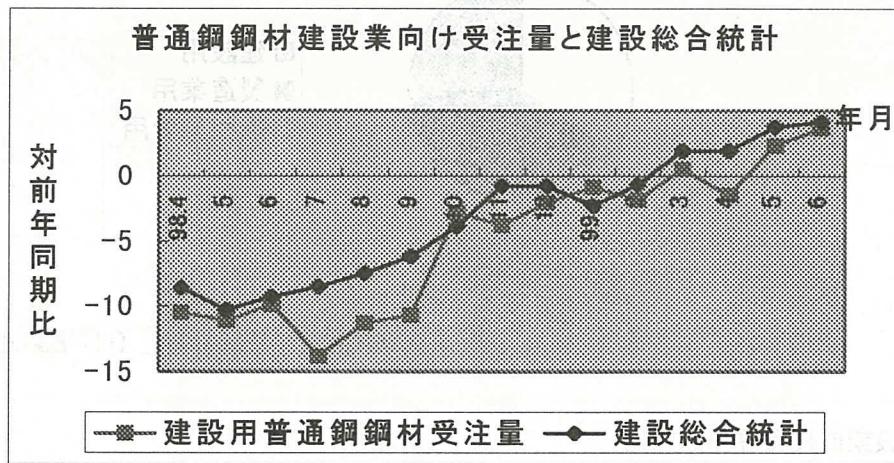


図2-2

資料出所：建設用普通鋼鋼材受注量は「情報」（鋼材俱楽部）より作成
建設総合統計は「建設統計月報」（建設省調査情報課）より作成

次に建設業向け普通鋼鋼材の受注量のうち、約半分を占める建築に絞ってみると、やはりこちらも、建築用普通鋼鋼材受注量の増減と建築着工の増減の間に、若干のタイムラグがあるものの、高い相関関係が見て取れる。

対前年同期比で数値は98年度後半から上向いてきており、しばらくマイナスが続いているが、99年5月よりプラスに転じている。

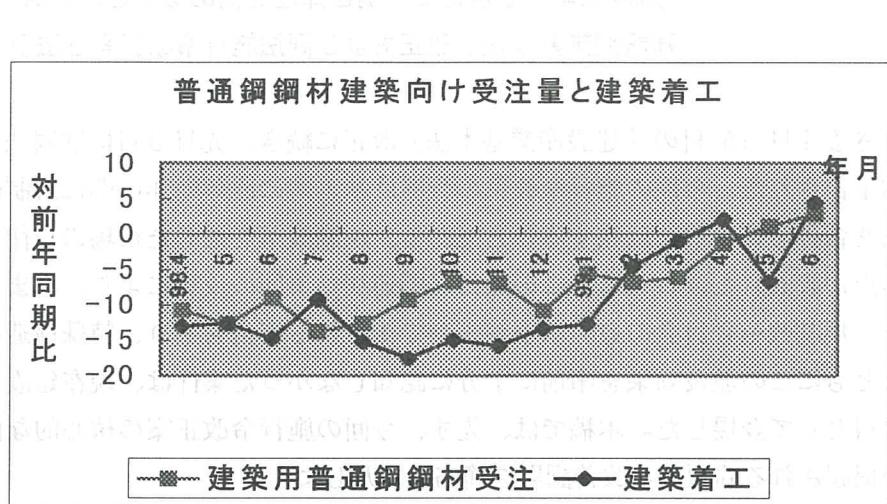


図2-3

資料出所：建築用普通鋼鋼材受注量は「情報」（鋼材俱楽部）より作成
建築着工は「建設労働資材月報」（建設省）より作成

3. 今後の見通し

劈頭触れたように、バブル経済崩壊後、建設投資の大幅な伸びは見込めないものの、2の建設業向け受注量動向で見てきたように、政府建設投資の下支えによって回復の兆しは見えてきている。しかし、当研究所の予測では、99年度は、政府建設投資と民間住宅がプラスであるが、民間非住宅は依然としてマイナスであり、これが足を引っ張り、全体でも僅かながらマイナスである。民間非住宅での普通鋼鋼材の消費がどれくらいあるかは不明であり、どのぐらい影響するか予測できないが、あまり明るい材料はないといえよう。

（参考）建設業向け受注量動向（担当：村井）

（参考）建設業向け受注量動向（担当：村井）

III. 韓国「建設産業基本法」改正～月刊誌「建設広場」から～

韓国建設産業研究院（CERIK）の月刊誌「建設広場」6月号に、「建設産業基本法」についての改正の動きを伝えるとともに、今後の見通しを示した論文が掲載されたので、ここに紹介する。

規制改革の立法化で市場自律性を高めることに力点 －「建設産業基本法」改正および同法施行令改正案立法予告－

さる4月15日の「建設産業基本法」改正に続き、先月3日には同法施行令改正案が立法予告された。今度の施行令改正の契機は基本的に昨年一年の間に規制改革委員会で出された各種意見事項を反映することである。規制改革を通じた市場の自律性を高めることに力点が置かれたけれども、この過程は関連利益集団の反発により、あまり平坦ではなかった。規制改革委員会の意見事項が国会で覆される場合もあり、特殊構造物の施工制限廃止とともにこの波及効果を事前に十分に認知しなかった案件は、現在建設業界の尖鋭な論争材料として登場した。本稿では、先ず、今回の施行令改正案の核心的な内容を紹介し、今後提起される問題点と改善課題を簡略に言及しよう。

主要改善事項

＜参入障壁緩和＞

我が国の建設産業は、長い間一般建設業と専門建設業という二元的な免許体系を維持してきた。「建設産業基本法」が制定された1997年から専門建設業4種が登録制であったけれども、今まで一般建設業5種、専門建設業25種すべて免許制であった。このことが次に参入障壁緩和の一環として「企業間の自由な競争を促進し、建設産業の競争力を高める」という大義名分の下に免許制を登録制に転換する画期的な処置を取ることになった。これにより、建設業免許業種に対し5年ごとに免許更新を受けるようにした処置も、この意義が消滅したことで廃止され、一般建設業者4208社と専門建設業者25793社など、3万余業者が免許更新による負担を減らすようになった。

そして、免許制の登録制転換により、過度の参入規制になる登録基準の緩和もなされた。例えば鉄道・軌道工事業、舗装工事業、造景工事業、ガス施設工事業の登録基準中、技術能力などの一部の基準を緩和し、造景工事業および造景植栽工事業の登録基準から樹木栽培用の土地は観賞樹栽培および販売に3年以上利用された土地でなければならないことを、登録当時樹木栽培用土地として利用すると登録基準に認定することができるようとした。ガス施設工事業第1種（現行第1種および第3種）の申請資格要件として一般建設業または機械設備工事業の登録をした者などに制限したことを廃止する代わりに、資本金1億ウォンを備えるように補完し、第2種および第3種（現行第4種および第5種）と暖房施工

業第2種および第3種を兼業する場合、登録基準を重複認定できるようにした。

参入障壁を緩和しようとする努力は専門建設業者間の兼業制限を廃止したところにも垣間見ることができる。この間、専門建設業者は、全部で29業種中5業種までだけ兼業が許容されていた。しかし、建設市場の開放など市場環境の変化により専門建設業者も多様な営業活動と技術開発を促進する必要性が認められ、兼業制限を前面廃止したのである。のみならず、今度の施行令改正案では専門建設業種中、施工上密接な関連があるか、業務内容が類似している業種を統合・単純化し、工事の効率的遂行を図り、業域間紛争も解消しようとした。

具体的な方策として組積工事業と美装・防水工事業を統合し、組積・美装・防水工事業として、足場・構造物解体工事業とボーリング・クラウディング工事業を統合し、基礎・解体工事業として、屋根・板金工事業と建築物組立工事業を統合し、建築物組立・板金工事業として、ガス施設施工業第1種ないし第3種を統合し、ガス施設施工業第1種に変更しようとした。

また、一定規模以上の建築物（住居用 661 m²、その他建築物 495 m²）などは請負により施工する場合でない時にも、建設業者だけが施工することができるようした条項を、建設業免許貸与など不正が誘発され施工能力がある発注者の自由を制約する規制という理由で廃止した。

＜下請・共同請負の規制緩和＞

一般・専門建設業の二元的な免許体系で運用されてきた下請・共同請負関連規制緩和も非常に重要である。下請と関連しては、CM、ターンキーなど設計と施工をともに請け負う者が全体工事を計画・管理・調整する場合、発注者の承諾を受け、一括下請できるよう許容した。義務下請対象工事金額は 10 億ウォンから 20 億ウォンに上方調整し、中小一般建設業者の自律性を保障しようとした。そして、発注者は下請が建設工事施工において不適当であるかどうかの可否を判断するために、必要な場合には下請の施工能力・下請の適正性などを審査することができるようにした。反面、一般建設業者は一般業種、専門建設業者は専門工事業種だけ請け負うことができ、専門建設業種中、鉄鋼材設置工事業など 5 業種に限ってのみ一般建設業者と専門建設業者間の共同請負を許容することを一般建設業者を主契約者とする場合には、すべて許容するようにした。これにより、施行令改正案では、一般建設業者と専門建設業者間の共同請負に対し指導することができる根拠が用意された。

＜施工能力工事義務制を任意制に転換＞

建設市場の開放で請負限度額制度が廃止され、1996 年から新たに導入された施工能力工事義務制は任意制に転換された。これは主に小規模工事だけを下請るために施工能力工事の実益がない中小建設業者に施工能力工事義務制が負担になるために、任意制に転換し

たところであるが、中小建設業者には実績申告などによる費用負担が軽減されると見える。

反面、施行令改正案では、建設交通部長官か市・道知事が施工能力の評価・公示および建設産業総合情報管理などに関する権限を「建設産業基本法」により設立された協会・共済組合または政府出資の研究機関の中から委託機関を指定し、委託することができるようとした。

＜協会および共済組合関連事項改正＞

さる 1998 年 1 年間における規制改革委員会の核心改革事項の中の一つは、事業者団体関連規制であった。各部署が一つの法律に一つの事業者団体だけ許容したことを複数の事業者団体の構成も許容する方向で改革しようとしていたところ、今度の施行令改正案でも協会設立時に同意を得なければならない建設業者の数を会員資格がある建設業者の 1/3 から 1/10 に大幅に緩和した。

共済組合運営の適正化のための処置も施行令改正案に反映された。組合の運営委員会委員 12 人のうち組合員委員 7 人を 4 人に縮少し、外部専門家委員を 1 人から 4 人に拡大するなど、外部統制制度を強化した。また、組合運営委員会の不正運営を防止するため、不渡り、会社整理手続または和議開始決定業者からこの事由が終了した後、2 年が経過しない者は運営委員会委員になることができないようになった。

＜労賃差し押さえ禁止拡大＞

「建設産業基本法」(第 88 条) 上、請負者の債権者が発注者から支給を受けた工事代金を差し押された場合、請負者が下請に出す工事の下請が勤労者に支給する労賃に対しては差し押さえが禁止されているかどうかの可否が明白になっていない。改正法では下請が雇用した勤労者の労賃支給を保障するために差し押さえできないよう明文化することで請負者が不渡りをおこした場合でも、下請に雇用された勤労者が間違なく労賃の支給を受けることができるよう改善した。

＜実績不振業者に対する制裁基準上方調整＞

免許制の登録制転換により、建設業者数は当分の間、現在よりもっと増加することが予想される。これと関連して、今度の施行令改正案では、最近 2 年間建設工事実績が一定金額に満たない業者に対する制裁基準を業種別に 5000 万ウォンないし 6000 万ウォンから 1 億ウォンないし 10 億ウォンに上方調整することで建設業者の乱立による受注秩序の紊乱を防止しようとした。

＜建設勤労者退職共済制度の活性化＞

1997 年 12 月 31 日以前に発注された長期継続工事の場合にも、残余工事期間が 1 年以上の場合には、建設勤労者退職共済制度加入対象工事に含まれ、建設勤労者退職共済制度

を活性化させようとした。

＜建設技術者配置基準緩和＞

50 億ウォン以上の工事に学歴または経験による建設技術者を配置する場合、施工管理責任者の経験がある者だけを配置することができるよう施工管理業務の経験がある者も配置することができるよう配置基準を緩和した。

今後提起される問題点

規制改革を通じた市場自律性向上に焦点を置いた今回の「建設産業基本法」の改正は、肯定的な評価を受ける要素が多い。免許基準緩和、専門業者間兼業制限の廃止、労賃差し押さえ禁止の拡大、建設技術者配置基準の緩和などをこの例で得ることができる。けれども、今度の改正案も多くの非難の素地を擁している。

先ず、建設産業の参入障壁の緩和と関連して、継続的に問題提起がなされる。我が国の場合、これまで参入障壁が高かった理由は保証制度など市場メカニズムによる自律規制装置が十分でなく、施工過程で監理・監督が徹底して為されることを期待することが難しいなどの事情を反映したところである。

ところで、今度の改正で参入障壁の大部分が緩和された。従って、今後、監理・監督制度や保証制度などを通じた粗漏工事防止および品質確保が可能かどうかに対する疑問が絶え間なく提起され、参入規制に対する要求が再び首をもたげる可能性がないわけではない。

万一、参入規制が不可能になると、請負業者に対する事後規制の緩和が要求されるかも知れない。現在もっとも大きい非難の的である特殊構造物の施工制限廃止も正にこれと関連した問題であると見ることができる。また、参入障壁緩和の効果に対しても、疑問が提起されるかもしれない。免許制を登録制に緩和するけれども、事実上これまでの免許制は登録制と異なったものではなく、専門建設業種の兼業制限をなくすけれども、従前、法律で許容された5業種を兼業する業者が全体の1%もならないためである。

一方では参入障壁をなくし、他方では施工実績が不足するという理由で制裁ができる基準を上方調整し、強制退出させる措置も考えることにより、矛盾する政策で評価するかもしれない。

付帯入札制度や義務下請制度など昨年、規制改革委員会で廃止することで確定した案件が国会審議過程に再び出てくることも問題の素地が大きい。義務下請制度は段階的に廃止するけれども、付帯入札制度は既に「国家契約法」施行令改正案から削除することで去る4月15日に立法予告された状況である。同一の事案を残し、建設交通部所管と財政経済部所管法令が互いに相反する改正案を提示した計算である。

CMやターンキー事業の一括下請許容は、下請ではなくCMと関連して問題となるかもしれない。「建設産業基本法」上のCMに対する規定が曖昧で「CM-for-fee」か「CM-at-risk」かに対する解釈上の違いが台頭することもある。ところで、今度の改正により、

CM社が施工まですることができる「CM-at-risk」が許容されることが明白になったためである。

建設事業者団体と関連する改正案も紛争の可能性が高い。協会設立時に同意を得なければならぬ建設業者の数を会員資格がある建設業者の1/10と改正したところ、会員資格がある建設業者を一般建設業登録業者と解釈する場合、少なくとも400名以上の同意が必要であるために、既存の30大・大型建設業者団体は今でも「建設産業基本法」上の事業者団体になることができない。しかし、このような改正案に対しては、規制改革委員会の事業者団体関連規制改革方針と多少差異があるとの指摘がある。

改善課題

今度の「建設産業基本法」および同法施行令改正でこれまで問題視されて来た多くの規制が廃止乃至大幅緩和された。しかし、今回にも既存の法律体系や制度的な枠組を維持した状態で断片的・部分的な改善がなされたために、今後、改正に対する要求が継続して出てくることと見える。

例えば、施工能力工事義務制を任意制に転換したけれども、設計と施工とともに請け負うターンキー事業やCM事業が拡大した場合、「施工能力」ではなく「事業遂行能力」を評価し公示する方向に転換しなければならない。また、長期的な制度改善課題として一般・専門建設業という二元的な登録および業域体系をいつまで維持するのかに対する非難もあるかもしれない。

「建設産業基本法」や「建設技術関連法」および「海外建設促進法」の統合も制度改善課題として登場するかもしれない。最後に、政府の規制改革作業が徹底して行なわれるとしても、建設工事を遂行する過程が全面的に事業者の恣意に依存することはない。企業活動を制約する経済的規制は引き続き緩和されるけれども、品質確保・粗漏防止・受注秩序確立などのための社会的規制の強化に対する要求は今後も継続するためである。

(訳: 村井)

Our Web Site

建設経済研究所ホームページ

URL <http://www.rice.or.jp>

E-mail webmaster@rice.or.jp

財団法人建設経済研究所では、Web Site を開設し、最新の発表内容について掲載しています。ぜひともご活用ください。

<日本語ページ入口>

The screenshot shows the Japanese homepage of the J-HOME website. At the top, there's a menu bar with Japanese labels: ファイル(F), 編集(E), 表示(V), シャドウ(S), Communicator(C), ヘルプ(H). Below the menu is a toolbar with icons for Back, Forward, Stop, Refresh, Home, Search, Print, and Help. The URL in the address bar is <http://www.rice.or.jp/j-home/j-home.html>. The main content area has a dark background with white text. On the left, there's a sidebar with the RICE logo, language links (HOME, JAPANESE, ENGLISH), and a topics section. The main content includes sections for 'ABOUT RICE INFORMATION', 'TOPICS' (listing news items from October 1999), and 'CONTENTS'. There are three tabs at the bottom: '研究所について' (selected), '定期発表', and 'その他発表'. The right side features the institute's name and email address: 財団 法人 建設経済研究所 webmaster@rice.or.jp.